

修正箇所は下記のとおりです。

第 I 卷 P1297 労働安全衛生規則 第五百七十一条

| | |
|---|--|
| 誤 | <p>(令別表第八第一号に掲げる部材等を用いる鋼管足場) 第五百七十一条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 建地の最高部から測つて三十一メートルを超える部分の建地は、鋼管を二本組とすること。</p> <p>四～七 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項第二号の規定は、作業の必要上同号の規定により難い部分がある場合において、二本組等により当該部分を補強したときは、適用しない。<u>ただし、建地の下端に作用する設計荷重(足場の重量に相当する荷重に、作業床の最大積載荷重を加えた荷重をいう。)</u>が当該建地の最大使用荷重(当該建地の破壊に至る荷重の二分の一以下の荷重をいう。)を超えないときは、この限りでない。</p> |
| 正 | <p>(令別表第八第一号に掲げる部材等を用いる鋼管足場) 第五百七十一条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 建地の最高部から測つて三十一メートルを超える部分の建地は、鋼管を二本組とすること。<u>ただし、建地の下端に作用する設計荷重(足場の重量に相当する荷重に、作業床の最大積載荷重を加えた荷重をいう。)</u>が当該建地の最大使用荷重(当該建地の破壊に至る荷重の二分の一以下の荷重をいう。)を超えないときは、この限りでない。</p> <p>四～七 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項第二号の規定は、作業の必要上同号の規定により難い部分がある場合において、二本組等により当該部分を補強したときは、適用しない。</p> |

読者の皆様、関係者の皆様にお詫びを申し上げますとともに訂正いたします。